

見やすい法令シリーズ

シンプルバージョン

不動産登記法

不動産登記令

不動産登記規則

供託法

供託規則

商業登記法

商業登記規則

登録免許税法

司法書士法

平成 28 年 10 月 1 日において施行されているもの



# 目次

不動産登記法	9
第1章 総則	9
第2章 登記所及び登記官	12
第3章 登記記録等	13
第4章 登記手続	14
第1節 総則	14
第2節 表示に関する登記	17
第1款 通則	17
第2款 土地の表示に関する登記	19
第3款 建物の表示に関する登記	22
第3節 権利に関する登記	29
第1款 通則	29
第2款 所有権に関する登記	33
第3款 用益権に関する登記	34
第4款 担保権等に関する登記	36
第5款 信託に関する登記	39
第6款 仮登記	42
第7款 仮処分に関する登記	43
第8款 官庁又は公署が関与する登記等	44
第5章 登記事項の証明等	46
第6章 筆界特定	48

---

第 1 節 総則	48
第 2 節 筆界特定の手続	50
第 1 款 筆界特定の申請	50
第 2 款 筆界の調査等	51
第 3 節 筆界特定	54
第 4 節 雜則	55
第 7 章 雜則	57
第 8 章 償則	59
不動産登記令	61
第 1 章 総則	61
第 2 章 申請情報及び添付情報	62
第 3 章 電子情報処理組織を使用する方法による登記申請の手続	68
第 4 章 書面を提出する方法による登記申請の手続	70
第 5 章 雜則	72
別表	74
不動産登記規則	121
第 1 章 総則	121
第 2 章 登記記録等	123
第 1 款 登記記録	123
第 2 款 地図等	124
第 3 款 登記に関する帳簿	128
第 4 款 雜則	133
第 3 章 登記手続	136
第 1 款 総則	136
第 1 款 通則	136
第 2 款 電子申請	139

第3款 書面申請	140
第4款 受付等	145
第5款 登記識別情報	146
第6款 登記識別情報の提供がない場合の手続	153
第7款 土地所在図等	155
第2節 表示に関する登記	159
第1款 通則	159
第2款 土地の表示に関する登記	161
第3款 建物の表示に関する登記	166
第3節 権利に関する登記	177
第1款 通則	177
第2款 所有権に関する登記	179
第3款 用益権に関する登記	180
第4款 担保権等に関する登記	180
第5款 信託に関する登記	184
第6款 仮登記	185
第4節 補則	186
第1款 通知	186
第2款 登録免許税	188
第3款 雜則	190
第4章 登記事項の証明等	191
第5章 筆界特定	196
第1節 総則	196
第2節 筆界特定の手続	196
第1款 筆界特定の申請	196
第2款 筆界特定の申請の受付等	200
第3款 意見又は資料の提出	201

---

第 4 款 意見聴取等の期日	202
第 5 款 調書等の閲覧	203
第 3 節 筆界特定	204
第 4 節 筆界特定手続記録の保管	206
第 5 節 筆界特定書等の写しの交付等	208
第 6 節 雜則	210
別表	212
 供託法	217
 供託規則	221
第 1 章 総則	221
第 2 章 供託手続	226
第 3 章 払渡手続	233
第 4 章 供託金利息及び利札	237
第 5 章 電子情報処理組織による供託等に関する特則	239
第 6 章 雜則	243
 商業登記法	245
第 1 章 総則	245
第 1 章の 2 登記所及び登記官	246
第 2 章 登記簿等	247
第 3 章 登記手続	251
第 1 節 通則	251
第 2 節 商号の登記	254
第 3 節 未成年者及び後見人の登記	256
第 4 節 支配人の登記	258
第 5 節 株式会社の登記	259
第 6 節 合名会社の登記	274

## 目次

---

第 7 節 合資会社の登記 . . . . .	279
第 8 節 合同会社の登記 . . . . .	280
第 9 節 外国会社の登記 . . . . .	282
第 10 節 登記の更正及び抹消 . . . . .	284
第 4 章 雜則 . . . . .	286
 商業登記規則	
第 1 章 登記簿等 . . . . .	289
第 2 章 登記手続 . . . . .	308
第 1 節 通則 . . . . .	308
第 2 節 商号の登記 . . . . .	312
第 3 節 未成年者及び後見人の登記 . . . . .	313
第 4 節 支配人の登記 . . . . .	313
第 5 節 株式会社の登記 . . . . .	314
第 6 節 合名会社の登記 . . . . .	321
第 7 節 合資会社の登記 . . . . .	323
第 8 節 合同会社の登記 . . . . .	323
第 9 節 外国会社の登記 . . . . .	324
第 10 節 登記の更正及び抹消 . . . . .	325
第 3 章 電子情報処理組織による登記の申請等に関する特例 . . . . .	326
第 4 章 雜則 . . . . .	330
別表 . . . . .	333
 登録免許税法	
第 1 章 総則 . . . . .	343
第 2 章 課税標準及び税率 . . . . .	347
第 3 章 納付及び還付 . . . . .	351
第 1 節 納付 . . . . .	351

---

第 2 節 還付	354
第 4 章 雜則	357
別表	360
 司法書士法	449
第 1 章 総則	449
第 2 章 司法書士試験	452
第 3 章 登録	453
第 4 章 司法書士の義務	456
第 5 章 司法書士法人	458
第 6 章 懲戒	466
第 7 章 司法書士会	468
第 8 章 日本司法書士会連合会	471
第 9 章 公共嘱託登記司法書士協会	473
第 10 章 雜則	475
第 11 章 罰則	476

# 不動産登記法

(平成 16 年 6 月 18 日法律第 123 号)

最終改正：平成 28 年 5 月 27 日法律第 51 号

最終改正までの未施行法令（本法文に反映されていない法令）

平成 28 年 5 月 27 日法律第 51 号「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（未施行）

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 号 不動産 土地又は建物をいう。

2 号 不動産の表示 不動産についての第 27 条第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号、第 34 条第 1 項各号、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項各号又は第 58 条第 1 項各号に規定する登記事項をいう。

3 号 表示に関する登記 不動産の表示に関する登記をいう。

4 号 権利に関する登記 不動産についての次条各号に掲げる権利に関する登記をいう。

5 号 登記記録 表示に関する登記又は権利に関する登記について、一筆の土地又は 1 個の建物ごとに第 12 条の規定により作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。

6 号 登記事項 この法律の規定により登記記録として登記すべき事項をいう。

- 7号 表題部 登記記録のうち、表示に関する登記が記録される部分をいう。
- 8号 権利部 登記記録のうち、権利に関する登記が記録される部分をいう。
- 9号 登記簿 登記記録が記録される帳簿であって、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものをいう。
- 10号 表題部所有者 所有权の登記がない不動産の登記記録の表題部に、所有者として記録されている者をいう。
- 11号 登記名義人 登記記録の権利部に、次条各号に掲げる権利について権利者として記録されている者をいう。
- 12号 登記権利者 権利に関する登記をすることにより、登記上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。
- 13号 登記義務者 権利に関する登記をすることにより、登記上、直接に不利益を受ける登記名義人をいい、間接に不利益を受ける登記名義人を除く。
- 14号 登記識別情報 第22条本文の規定により登記名義人が登記を申請する場合において、当該登記名義人自らが当該登記を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって、登記名義人を識別することができるものをいう。
- 15号 変更の登記 登記事項に変更があった場合に当該登記事項を変更する登記をいう。
- 16号 更正の登記 登記事項に錯誤又は遺漏があった場合に当該登記事項を訂正する登記をいう。
- 17号 地番 第35条の規定により一筆の土地ごとに付す番号をいう。
- 18号 地目 土地の用途による分類であって、第34条第2項の法務省令で定めるものをいう。
- 19号 地積 一筆の土地の面積であって、第34条第2項の法務省令で定めるものをいう。
- 20号 表題登記 表示に関する登記のうち、当該不動産について表題部に最初にされる登記をいう。
- 21号 家屋番号 第45条の規定により1個の建物ごとに付す番号をいう。
- 22号 区分建物 1棟の建物の構造上区分された部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものであって、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「**区分所有法**」という。）第2条第3項に規定する専有部分であるもの（**区分所有法**第4条第2項の規定により共用部分とされたものを含む。）をいう。
- 23号 附属建物 表題登記がある建物に附属する建物であって、当該表題登記がある建物と一体のものとして1個の建物として登記されるものをいう。
- 24号 抵当証券 抵当証券法（昭和6年法律第15号）第1条第1項に規定する抵当証券をいう。

（登記することができる権利等）

第3条 登記は、不動産の表示又は不動産についての次に掲げる権利の保存等（保存、設定、移転、変更、処分の制限又は消滅をいう。次条第2項及び第105条第1号において同じ。）についてする。

- 1号 所有权
- 2号 地上権
- 3号 永小作権
- 4号 地役権
- 5号 先取特権

- 
- 6号 質権
  - 7号 抵当権
  - 8号 賃借権
  - 9号 採石権（採石法（昭和25年法律第291号）に規定する採石権をいう。第50条及び第82条において同じ。）

（権利の順位）

第4条 [1] 同一の不動産について登記した権利の順位は、法令に別段の定めがある場合を除き、登記の前後による。

[2] 付記登記（権利に関する登記のうち、既にされた権利に関する登記についてする登記であって、当該既にされた権利に関する登記を変更し、若しくは更正し、又は所有権以外の権利にあってはこれを移転し、若しくはこれを目的とする権利の保存等をするもので当該既にされた権利に関する登記と一体のものとして公示する必要があるものをいう。以下この項及び第66条において同じ。）の順位は主登記（付記登記の対象となる既にされた権利に関する登記をいう。以下この項において同じ。）の順位により、同一の主登記に係る付記登記の順位はその前後による。

（登記がないことを主張することができない第三者）

第5条 [1] 詐欺又は強迫によって登記の申請を妨げた第三者は、その登記がないことを主張することができない。

[2] 他人のために登記を申請する義務を負う第三者は、その登記がないことを主張することができない。ただし、その登記の登記原因（登記の原因となる事実又は法律行為をいう。以下同じ。）が自己の登記の登記原因の後に生じたときは、この限りでない。

## 第4款 担保権等に関する登記

### (担保権の登記の登記事項)

第83条 [1] 先取特権、質権若しくは転質又は抵当権の登記の登記事項は、第59条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 1号 債権額（一定の金額を目的としない債権については、その価額）
- 2号 債務者の氏名又は名称及び住所
- 3号 所有権以外の権利を目的とするときは、その目的となる権利
- 4号 2以上の不動産に関する権利を目的とするときは、当該2以上の不動産及び当該権利
- 5号 外国通貨で第1号の債権額を指定した債権を担保する質権若しくは転質又は抵当権の登記にあっては、本邦通貨で表示した担保限度額

[2] 登記官は、前項第4号に掲げる事項を明らかにするため、法務省令で定めるところにより、共同担保目録を作成することができる。

### (債権の一部譲渡による担保権の移転の登記等の登記事項)

第84条 債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における先取特権、質権若しくは転質又は抵当権の移転の登記の登記事項は、第59条各号に掲げるもののほか、当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額とする。

### (不動産工事の先取特権の保存の登記)

第85条 不動産工事の先取特権の保存の登記においては、第83条第1項第1号の債権額として工事費用の予算額を登記事項とする。

### (建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記)

第86条 [1] 建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記については、当該建物の所有者となるべき者を登記義務者とみなす。この場合においては、第22条本文の規定は、適用しない。

[2] 前項の登記の登記事項は、第59条各号及び第83条第1項各号（第3号を除く。）に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 1号 新築する建物並びに当該建物の種類、構造及び床面積は設計書による旨
- 2号 登記義務者の氏名又は名称及び住所

[3] 前項第1号の規定は、所有権の登記がある建物の附属建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記について準用する。

(建物の建築が完了した場合の登記)

- 第87条 [1] 前条第1項の登記をした場合において、建物の建築が完了したときは、当該建物の所有者は、遅滞なく、所有権の保存の登記を申請しなければならない。
- [2] 前条第3項の登記をした場合において、附属建物の建築が完了したときは、当該附属建物が属する建物の所有権の登記名義人は、遅滞なく、当該附属建物の新築による建物の表題部の変更の登記を申請しなければならない。

(抵当権の登記の登記事項)

- 第88条 [1] 抵当権(根抵当権(民法第398条の2第1項の規定による抵当権をいう。以下同じ。)を除く。)の登記の登記事項は、第59条各号及び第83条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- 1号 利息に関する定めがあるときは、その定め
- 2号 民法第375条第2項に規定する損害の賠償額の定めがあるときは、その定め
- 3号 債権に付した条件があるときは、その条件
- 4号 民法第370条ただし書の別段の定めがあるときは、その定め
- 5号 抵当証券発行の定めがあるときは、その定め
- 6号 前号の定めがある場合において元本又は利息の弁済期又は支払場所の定めがあるときは、その定め
- [2] 根抵当権の登記の登記事項は、第59条各号及び第83条第1項各号(第1号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- 1号 担保すべき債権の範囲及び極度額
- 2号 民法第370条ただし書の別段の定めがあるときは、その定め
- 3号 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め
- 4号 民法第398条の14第1項ただし書の定めがあるときは、その定め

(抵当権の順位の変更の登記等)

- 第89条 [1] 抵当権の順位の変更の登記の申請は、順位を変更する当該抵当権の登記名義人が共同してしなければならない。
- [2] 前項の規定は、民法第398条の14第1項ただし書の定めがある場合の当該定めの登記の申請について準用する。

(抵当権の処分の登記)

- 第90条 第83条及び第88条の規定は、民法第376条第1項の規定により抵当権を他の債権のための担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登記について準用する。

(共同抵当の代位の登記)

第91条 [1] 民法第393条の規定による代位の登記の登記事項は、第59条各号に掲げるもののほか、先順位の抵当権者が弁済を受けた不動産に関する権利、当該不動産の代価及び当該弁済を受けた額とする。

[2] 第83条及び第88条の規定は、前項の登記について準用する。

(根抵当権当事者の相続に関する合意の登記の制限)

第92条 民法第398条の8第1項又は第2項の合意の登記は、当該相続による根抵当権の移転又は債務者の変更の登記をした後でなければ、することができない。

(根抵当権の元本の確定の登記)

第93条 民法第398条の19第2項又は第398条の20第1項第3号若しくは第4号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記は、第60条の規定にかかわらず、当該根抵当権の登記名義人が単独で申請することができる。ただし、同項第3号又は第4号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合における申請は、当該根抵当権又はこれを目的とする権利の取得の登記の申請と併せてしなければならない。

(抵当証券に関する登記)

第94条 [1] 登記官は、抵当証券を交付したときは、職権で、抵当証券交付の登記をしなければならない。

[2] 抵当証券法第1条第2項の申請があった場合において、同法第5条第2項の嘱託を受けた登記所の登記官が抵当証券を作成したときは、当該登記官は、職権で、抵当証券作成の登記をしなければならない。

[3] 前項の場合において、同項の申請を受けた登記所の登記官は、抵当証券を交付したときは抵当証券交付の登記を、同項の申請を却下したときは抵当証券作成の登記の抹消を同項の登記所に嘱託しなければならない。

[4] 第2項の規定による抵当証券作成の登記をした不動産について、前項の規定による嘱託により抵当証券交付の登記をしたときは、当該抵当証券交付の登記は、当該抵当証券作成の登記をした時にさかのぼってその効力を生ずる。

(質権の登記等の登記事項)

第95条 [1] 質権又は転質の登記の登記事項は、第59条各号及び第83条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 1号 存続期間の定めがあるときは、その定め
- 2号 利息に関する定めがあるときは、その定め
- 3号 違約金又は賠償額の定めがあるときは、その定め

## 第3章 電子情報処理組織を使用する方法による登記申請の手続

### (添付情報の提供方法)

第10条 電子情報処理組織を使用する方法(法第18条第1号の規定による電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。)により登記を申請するときは、法務省令で定めるところにより、申請情報と併せて添付情報を送信しなければならない。

### (登記事項証明書に代わる情報の送信)

第11条 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、登記事項証明書を併せて提供しなければならないものとされているときは、法務大臣の定めるところに従い、登記事項証明書の提供に代えて、登記官が電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けるために必要な情報を送信しなければならない。

### (電子署名)

第12条 [1] 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請するときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行わなければならない。

[2] 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合における添付情報は、作成者による電子署名が行われているものでなければならない。

### (表示に関する登記の添付情報の特則)

第13条 [1] 前条第2項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により表示に関する登記を申請する場合において、当該申請の添付情報(申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの並びに土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図を除く。)が書面に記載されているときは、当該書面に記載された情報を電磁的記録に記録したものを添付情報とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該電磁的記録を作成した者による電子署名が行われているものでなければならない。

[2] 前項の場合において、当該申請人は、登記官が定めた相当の期間内に、登記官に当該書面を提示しなければならない。

---

(電子証明書の送信)

第 14 条 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、電子署名が行われている情報を送信するときは、電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。）であって法務省令で定めるものを併せて送信しなければならない。

## 第4章 書面を提出する方法による登記申請の手続

### (添付情報の提供方法)

第15条 書面を提出する方法（法第18条第2号の規定により申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）を登記所に提出する方法をいう。）により登記を申請するときは、申請情報を記載した書面に添付情報を記載した書面（添付情報のうち電磁的記録で作成されているものにあっては、法務省令で定めるところにより当該添付情報を記録した磁気ディスクを含む。）を添付して提出しなければならない。この場合において、第12条第2項及び前条の規定は、添付情報を記録した磁気ディスクを提出する場合について準用する。

### (申請情報を記載した書面への記名押印等)

第16条 [1] 申請人又はその代表者若しくは代理人は、法務省令で定める場合を除き、申請情報を記載した書面に記名押印しなければならない。

[2] 前項の場合において、申請情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次条第1項において同じ。）又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。）を添付しなければならない。

[3] 前項の印鑑に関する証明書は、作成後3月以内のものでなければならぬ。

[4] 官庁又は公署が登記の嘱託をする場合における嘱託情報を記載した書面については、第2項の規定は、適用しない。

[5] 第12条第1項及び第14条の規定は、法務省令で定めるところにより申請情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により登記を申請する場合について準用する。

### (代表者の資格を証する情報を記載した書面の期間制限等)

第17条 [1] 第7条第1項第1号又は第2号に掲げる情報を記載した書面であって、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後3月以内のものでなければならぬ。

[2] 前項の規定は、官庁又は公署が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

### (代理人の権限を証する情報を記載した書面への記名押印等)

第18条 [1] 委任による代理人によって登記を申請する場合には、申請人又はその代表者は、法務省令で定める場合を除き、当該代理人の権限を証する情報を記載した書面に記名押印しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。

[2] 前項の場合において、代理人（復代理人を含む。）の権限を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

(登記記録の閉鎖)

第8条 登記官は、登記記録を閉鎖するときは、閉鎖の事由、閉鎖の年月日及び閉鎖する登記記録の不動産の表示（法第27条第1号に掲げる登記事項を除く。）を抹消する記号を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。

(副登記記録)

第9条 [1] 法務大臣は、登記記録に記録されている事項（共同担保目録及び信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登記記録を調製するものとする。

[2] 登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によってこれを行うことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

[3] 登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。

## 第2節 地図等

(地図)

第10条 [1] 地図は、地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとする。ただし、地番区域の全部又は一部とこれに接続する区域を一体として地図を作成することを相当とする特段の事由がある場合には、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる。

[2] 地図の縮尺は、次の各号に掲げる地域にあっては、当該各号に定める縮尺によるものとする。ただし、土地の状況その他の事情により、当該縮尺によることが適当でない場合は、この限りでない。

1号 市街地地域（主に宅地が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。） 250分の1又は500分の1

2号 村落・農耕地域（主に田、畠又は塩田が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。） 500分の1又は1000分の1

3号 山林・原野地域（主に山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。） 1000分の1又は2500分の1

[3] 地図を作成するための測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第2章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証され、若しくは同条第5項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有すると認められる基準点（以下「**基本三角点等**」と総称する。）を基礎として行うものとする。

- [4] 地図を作成するための一筆地測量及び地積測定における誤差の限度は、次によるものとする。
- 1号 市街地地域については、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）別表第4に掲げる精度区分（以下「精度区分」という。）甲2まで
- 2号 村落・農耕地域については、精度区分乙1まで
- 3号 山林・原野地域については、精度区分乙3まで
- [5] 國土調査法第20条第1項の規定により登記所に送付された地籍図は、同条第2項又は第3項の規定による登記が完了した後に、地図として備え付けるものとする。ただし、地図として備え付けることを不適当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。
- [6] 前項の規定は、土地改良登記令（昭和26年政令第146号）第5条第2項第3号又は土地区画整理登記令（昭和30年政令第221号）第4条第2項第3号の土地の全部についての所在図その他これらに準ずる図面について準用する。

（建物所在図）

- 第11条 [1] 建物所在図は、地図及び建物図面を用いて作成することができる。
- [2] 前項の規定にかかわらず、新住宅市街地開発法等による不動産登記に関する政令（昭和40年政令第330号）第6条第2項（同令第11条から第13条までにおいて準用する場合を含む。）の建物の全部についての所在図その他これに準ずる図面は、これを建物所在図として備え付けるものとする。ただし、建物所在図として備え付けることを不適当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。

（地図等の閉鎖）

- 第12条 [1] 登記官は、新たな地図を備え付けた場合において、従前の地図があるときは、当該従前の地図の全部又は一部を閉鎖しなければならない。地図を電磁的記録に記録したときも、同様とする。
- [2] 登記官は、前項の規定により地図を閉鎖する場合には、当該地図に閉鎖の事由及びその年月日を記録するほか、当該地図が、電磁的記録に記録されている地図であるときは登記官の識別番号を記録し、その他の地図であるときは登記官印を押印しなければならない。
- [3] 登記官は、従前の地図の一部を閉鎖したときは、当該閉鎖した部分と他の部分とを判然と区別することができる措置を講じなければならない。
- [4] 前3項の規定は、地図に準ずる図面及び建物所在図について準用する。

（地図の記録事項）

- 第13条 [1] 地図には、次に掲げる事項を記録するものとする。
- 1号 地番区域の名称
- 2号 地図の番号（当該地図が複数の図郭にまたがって作成されている場合には、当該各図郭の番号）
- 3号 縮尺
- 4号 國土調査法施行令第2条第1項第1号に規定する平面直角座標系の番号又は記号
- 5号 図郭線及びその座標値

- 6号 各土地の区画及び地番
- 7号 基本三角点等の位置
- 8号 精度区分
- 9号 隣接図郭との関係
- 10号 作成年月日

[2] 電磁的記録に記録する地図にあっては、前項各号に掲げるもののほか、各筆界点の座標値を記録するものとする。

(建物所在図の記録事項)

第14条 建物所在図には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 1号 地番区域の名称
- 2号 建物所在図の番号
- 3号 縮尺
- 4号 各建物の位置及び家屋番号（区分建物にあっては、当該区分建物が属する1棟の建物の位置）
- 5号 第11条第2項の建物所在図にあっては、その作成年月日

(地図及び建物所在図の番号)

第15条 登記官は、地図に記録された土地の登記記録の表題部には第13条第1項第2号の地図の番号（同号括弧書きに規定する場合には、当該土地が属する図郭の番号）を記録し、建物所在図に記録された建物の登記記録の表題部には前条第2号の番号を記録しなければならない。

(地図等の副記録)

第15条の2 [1] 法務大臣は、電磁的記録に記録されている地図等に記録されている事項と同一の事項を記録する地図等の副記録を調製するものとする。

[2] 第9条第2項及び第3項の規定は、登記官が電磁的記録に記録されている地図等によって登記の事務を行うことができない場合について準用する。

(地図等の訂正)

第16条 [1] 地図に表示された土地の区画又は地番に誤りがあるときは、当該土地の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人は、その訂正の申出をすることができる。地図に準ずる図面に表示された土地の位置、形状又は地番に誤りがあるときも、同様とする。

[2] 前項の申出をする場合において、当該土地の登記記録の地積に錯誤があるときは、同項の申出は、地積に関する更正の登記の申請と併せてしなければならない。

[3] 第1項の申出は、次に掲げる事項を内容とする情報（以下「**地図訂正申出情報**」という。）を登記所に提供してしなければならない。

- [4] 第42条の規定は前項において準用する令第12条第1項及び第2項の電子署名について、第43条第2項の規定は前項において準用する令第14条の法務省令で定める電子証明書について、第44条第2項及び第3項の規定は筆界特定電子申請をする場合について、それぞれ準用する。

(筆界特定書面申請の方法等)

- 第211条 [1] 筆界特定書面申請をするときは、筆界特定申請書に筆界特定添付書面を添付して提出しなければならない。
- [2] 申請人又はその代表者若しくは代理人は、筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。）に署名し、又は記名押印しなければならない。
- [3] 第209条第1項第1号口及び第2号に掲げる情報を記載した書面であって、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後3月以内のものでなければならない。ただし、官庁又は公署が筆界特定の申請をする場合は、この限りでない。
- [4] 委任による代理人によって筆界特定の申請をする場合には、申請人又はその代表者は、委任状に署名し、又は記名押印しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。
- [5] 令第12条第1項の規定は筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により筆界特定の申請をする場合について、同条第2項の規定は磁気ディスクに記録された筆界特定添付情報について、令第14条の規定は筆界特定申請情報の全部又は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクを提出する場合について、それぞれ準用する。
- [6] 第45条並びに第46条第1項及び第2項の規定は筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。）について、第51条の規定は筆界特定申請情報を記録した磁気ディスクを提出する方法による筆界特定の申請について、第52条の規定は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクについて、それぞれ準用する。この場合において、第51条第7項及び第8項中「令第16条第5項」とあるのは「**第211条第5項**」と、第52条第1項中「**令第15条の添付情報を記録した磁気ディスク**」とあるのは「**筆界特定添付情報を記録した磁気ディスク**」と、同条第2項中「**令第15条後段において準用する令第14条の電子証明書**」とあるのは「**筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクに記録すべき電子証明書**」と読み替えるものとする。
- [7] 筆界特定書面申請は、対象土地の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。

(筆界特定申請書等の送付方法)

- 第212条 [1] 筆界特定の申請をしようとする者が筆界特定申請書又は筆界特定添付書面を送付するときは、書留郵便又は信書便事業者による信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。
- [2] 前項の場合には、筆界特定申請書又は筆界特定添付書面を入れた封筒の表面に筆界特定申請書又は筆界特定添付書面が在中する旨を明記するものとする。

(筆界特定添付書面の原本の還付請求)

- 第213条 [1] 申請人は、筆界特定添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付を請求することができる。ただし、当該筆界特定の申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。
- [2] 前項本文の規定により原本の還付を請求する申請人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。
- [3] 筆界特定登記官は、第1項本文の規定による請求があった場合には、却下事由の有無についての調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。
- [4] 前項前段の規定にかかわらず、筆界特定登記官は、偽造された書面その他の不正な筆界特定の申請のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

## 第2款 筆界特定の申請の受付等

(筆界特定の申請の受付)

- 第214条 [1] 筆界特定登記官は、法第131条第4項において読み替えて準用する法第18条の規定により筆界特定申請情報が提供されたときは、当該筆界特定申請情報に係る筆界特定の申請の受付をしなければならない。
- [2] 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしたときは、当該筆界特定の申請に手続番号を付さなければならない。

(管轄区域がまたがる場合の移送等)

- 第215条 第40条第1項及び第2項の規定は、法第124条第2項において読み替えて準用する法第6条第3項の規定に従って筆界特定の申請がされた場合について準用する。

(補正)

- 第216条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の補正をすることができる期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該申請を却下することができない。

(公告及び通知の方法)

- 第217条 [1] 法第133条第1項の規定による公告は、法務局若しくは地方法務局の掲示場その他法務局若しくは地方法務局内の公衆の見やすい場所に掲示して行う方法又は法務局若しくは地方法務局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であってインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法により2週間行うものとする。
- [2] 法第133条第1項の規定による通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。
- [3] 前項の通知は、関係人が法第139条の定めるところにより筆界特定に関し意見又は図面その他の資料を提出することができる旨を明らかにしてしなければならない。

### 第3款 意見又は資料の提出

(意見又は資料の提出)

- 第218条 [1] 法第139条第1項の規定による意見又は資料の提出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
- 1号 手続番号  
2号 意見又は資料を提出する者の氏名又は名称  
3号 意見又は資料を提出する者が法人であるときは、その代表者の氏名  
4号 代理人によって意見又は資料を提出するときは、当該代理人の氏名又は名称及び代理人が法人であるときはその代表者の氏名  
5号 提出の年月日  
6号 法務局又は地方法務局の表示
- [2] 法第139条第1項の規定による資料の提出は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
- 1号 資料の表示  
2号 作成者及びその作成年月日  
3号 写真又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。)にあっては、撮影、録画等の対象並びに日時及び場所  
4号 当該資料の提出の趣旨

## 第3章 登記手続

### 第1節 通則

(当事者申請主義)

第14条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ、することができない。

(嘱託による登記)

第15条 第5条、第17条から第19条の2まで、第21条、第22条、第23条の2、第24条、第48条から第50条まで(第95条、第111条及び第118条において準用する場合を含む。)、第51条第1項及び第2項、第52条、第78条第1項及び第3項、第82条第2項及び第3項、第83条、第87条第1項及び第2項、第88条、第91条第1項及び第2項、第92条、第132条並びに第134条の規定は、官庁の嘱託による登記の手続について準用する。

### 第16条 削除

(登記申請の方式)

第17条 [1] 登記の申請は、書面でしなければならない。

[2] 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者)若しくは代理人が記名押印しなければならない。

1号 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名又は名称及び住所(当該代表者が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者の氏名及び住所を含む。)

2号 代理人によって申請するときは、その氏名及び住所

3号 登記の事由

4号 登記すべき事項

5号 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日

6号 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額

7号 年月日

8号 登記所の表示

[3] 会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。

[4] 第2項第4号に掲げる事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録が法務省令で定める方法により提供されたときは、前2項の規定にかかわらず、申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しない。

(申請書の添付書面)

第18条 代理人によつて登記を申請するには、申請書(前条第4項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。)にその権限を証する書面を添付しなければならない。

第19条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

(申請書に添付すべき電磁的記録)

第19条の2 登記の申請書に添付すべき定款、議事録若しくは最終の貸借対照表が電磁的記録で作られているとき、又は登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録(法務省令で定めるものに限る。)を当該申請書に添付しなければならない。

(添付書面の特例)

第19条の3 この法律の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他の法務省令で定める場合には、添付することを要しない。

(印鑑の提出)

第20条 [1] 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。  
[2] 前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。  
[3] 前2項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

(受付)

第21条 [1] 登記官は、登記の申請書を受け取つたときは、受付帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受付の年月日及び受付番号を記載し、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。  
[2] 情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする登記の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。  
[3] 登記官は、2以上の登記の申請書を同時に受け取つた場合又は2以上の登記の申請書についてこれを受け取つた時の前後が明らかでない場合には、受付帳にその旨を記載しなければならない。

## (受領証)

第22条 登記官は、登記の申請書その他の書面（第19条の2に規定する電磁的記録を含む。）を受け取つた場合において、申請人の請求があつたときは、受領証を交付しなければならない。

## (登記の順序)

第23条 登記官は、受附番号の順序に従つて登記をしなければならない。

## (登記官による本人確認)

第23条の2 [1] 登記官は、登記の申請があつた場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

[2] 登記官は、前項に規定する申請人又はその代表者若しくは代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査を嘱託することができる。

## (申請の却下)

第24条 登記官は、次の各号のいずれかに掲げる事由がある場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

- 1号 申請に係る当事者の営業所の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しないとき。
- 2号 申請が登記すべき事項以外の事項の登記を目的とするとき。
- 3号 申請に係る登記がその登記所において既に登記されているとき。
- 4号 申請の権限を有しない者の申請によるとき。
- 5号 第21条第3項に規定する場合において、当該申請に係る登記をすることにより同項の登記の申請書のうち他の申請書に係る登記をすることができないとき。
- 6号 申請書がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。
- 7号 第20条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第30条第2項若しくは第31条第2項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第20条の規定により提出された印鑑と異なるとき。
- 8号 申請書に必要な書面（第19条の2に規定する電磁的記録を含む。）を添付しないとき。
- 9号 申請書又はその添付書面（第19条の2に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）の記載又は記録が申請書の添付書面又は登記簿の記載又は記録と合致しないとき。
- 10号 登記すべき事項につき無効又は取消しの原因があるとき。
- 11号 申請につき経由すべき登記所を経由しないとき。
- 12号 同時にすべき他の登記の申請を同時にしないとき。

# 商業登記規則

(昭和 39 年 3 月 11 日法務省令第 23 号)

最終改正：平成 28 年 4 月 20 日法務省令第 32 号

## 第 1 章 登記簿等

(登記簿の編成)

第 1 条 [1] 商業登記簿(以下「**登記簿**」といふ。)は、登記簿の種類に従い、別表第 1 から第 8 までの上欄に掲げる各区に区分した登記記録をもつて編成する。ただし、外国会社登記簿は、日本に成立する会社で当該外国会社と同種のもの又は最も類似するものの登記簿の種類に従い、別表第 5 から第 8 までの上欄に掲げる各区に区分した登記記録をもつて編成する。

[2] 前項の区には、その区分に応じ、別表第 1 から第 8 までの下欄に掲げる事項を記録する。

(会社法人等番号の記録)

第 1 条の 2 [1] 商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号。以下「**法**」といふ。)第 7 条に規定する会社法人等番号(以下「**会社法人等番号**」といふ。)は、12 桁の番号とし、次に掲げる者につき新たに登記記録(支店の所在地における登記の登記記録を除く。)を起こすときに、登記所及び次の各号に掲げる区分ごとに、登記記録を起こす順序に従つて付したものを記録する。

- 1 号 株式会社
- 2 号 合名会社、合資会社、合同会社及び外国会社
- 3 号 商号使用者、支配人、未成年者及び後見人

[2] 前項の規定にかかわらず、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる会社(外国会社を除く。)につき、新たに登記記録を起こす登記(支店の所在地における登記及び法第 79 条に規定する新設合併による設立の登記を除く。)と同時に申請された登記により閉鎖される登記記録(新たに登記記録を起こす登記と同時に申請された登記により第 65 条第 5 項の規定による記録をする登記記録があるときは、当該登記記録。以下この項において「**閉鎖登記記録等**」といふ。)があるときは、新たに起こす登記記録に記録する会社法人等番号は、閉鎖登記記録等に記録されている会社法人等番号と同一のものとする。

[3] 第1項の規定にかかわらず、外国会社につき新たに登記記録を起こす場合において、当該外国会社につき他の登記所において既に起こされた登記記録であつて、現に効力を有するもの（以下この項において「**外国会社先行登記記録**」という。）があるときは、新たに起こす登記記録に記録する会社法人等番号は、外国会社先行登記記録に記録されている会社法人等番号と同一のものとする。

[4] 第1項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる者につき新たに登記記録を起こす場合において、当該登記記録に記録されるべき商号使用者、商人、未成年者又は被後見人の氏名及び住所が次に掲げる登記記録（以下この項において「**商人先行登記記録**」という。）に記録されているときは、新たに起こす登記記録に記録する会社法人等番号は、商人先行登記記録に記録されている会社法人等番号と同一のものとする。

1号 第1項第3号に掲げる者につき既に起こされた他の登記記録であつて、現に効力を有するもの（次号の場合を除く。）

2号 第1項第3号に掲げる者がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合にあつては、その旧所在地における登記記録

#### （閉鎖登記記録）

第2条 閉鎖した登記記録は、他の登記記録と区分して整理しなければならない。

#### （副登記記録）

第3条 [1] 法務大臣は、登記記録に記録されている事項と同一の事項を記録する副登記記録を調製するものとする。

[2] 登記官は、登記簿に記録した登記記録によつて登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によつてこれを行うことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

[3] 登記官は、登記簿に記録した登記記録によつて登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。

#### （受付番号）

第4条 受付番号は、1年ごとに更新しなければならない。

#### （印鑑記録等の備付け）

第5条 登記所には、第9条第6項の規定による記録（以下「**印鑑記録**」という。）及び申請書類つづり込み帳を備える。

---

(副印鑑記録)

- 第6条 [1] 法務大臣は、印鑑記録に記録されている事項と同一の事項を記録する副印鑑記録を調製するものとする。
- [2] 登記官は、印鑑記録によつて印鑑の事務を行うことができないときは、前項の副印鑑記録によつてこれを行うことができる。この場合において、副印鑑記録に記録した事項は、印鑑記録に記録した事項とみなす。
- [3] 登記官は、印鑑記録によつて印鑑の事務を行うことができるようになつたときは、直ちに、前項の規定により副印鑑記録に記録した事項を印鑑記録に記録しなければならない。

第7条 削除

第8条 削除

(印鑑の提出等)

- 第9条 [1] 印鑑の提出は、当該印鑑を明らかにした書面をもつてしなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる印鑑を提出する者は、その書面にそれぞれ当該各号に定める事項（以下「印鑑届出事項」という。）のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、押印しなければならない。

- 1号 商号使用者、未成年者、後見人（法人である場合を除く。）又は支配人を選任した商人（会社である場合を除く。） 氏名、住所及び出生の年月日
- 2号 後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者） 後見人である旨、商号又は名称、本店又は主たる事務所、資格、氏名及び出生の年月日（当該代表者が法人である場合にあつては、氏名に代え、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びにその職務を行うべき者の氏名）
- 3号 支配人 支配人である旨、氏名、出生の年月日、支配人を置いた営業所及び商人の氏名又は商号
- 4号 会社の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者） 商号、本店、資格、氏名及び出生の年月日（当該代表者が法人である場合にあつては、氏名に代え、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びにその職務を行うべき者の氏名）
- 5号 破産法（平成16年法律第75号）の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人若しくは保全管理人、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人、保険業法（平成7年法律第105号）第241条第1項の保険管理人又は預金保険法（昭和46年法律第34号）第74条第1項の金融整理管財人若しくは同法第126条の5第1項の預金保険機構（以下「管財人等」という。）（当該管財人等が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者として指名された者） 商号、本

別表第7 (合資会社登記簿)

区の名称	記録すべき事項
商号区	会社法人等番号
	商号
	商号譲渡人の債務に関する免責
	本店の所在場所
	会社の公告方法
	会社成立の年月日
目的区	目的
社員区	無限責任社員、有限責任社員、代表社員、清算人及び代表清算人
	有限責任社員の出資の目的及びその価額並びに既に履行した出資の価額
	社員の業務執行権又は代表権に関する事項
会社支配人区	支配人
	支配人を置いた営業所
支店区	支店の所在場所
会社履歴区	会社の継続
	合併をした旨並びに吸収合併消滅会社の商号及び本店
	分割をした旨並びに吸収分割会社の商号及び本店
会社状態区	存続期間の定め
	解散の事由の定め
	解散 (登記記録区に記録すべき事項を除く。)
	設立の無効
	設立の取消し
	民事再生に関する事項 (他の区に記録すべきものを除く。)
	承認援助手続に関する事項 (社員区に記録すべきものを除く。)
	破産に関する事項 (社員区及び登記記録区に記録すべきものを除く。)
	業務及び財産の管理の委託に関する事項
登記記録区	登記記録を起こした事由及び年月日
	登記記録を閉鎖した事由及び年月日
	登記記録を復活した事由及び年月日

別表第8 (合同会社登記簿)

区の名称	記録すべき事項
商号区	会社法人等番号
	商号
	商号譲渡人の債務に関する免責
	本店の所在場所
	会社の公告方法
	会社成立の年月日
目的区	目的
資本区	資本金の額
社員区	業務執行社員、代表社員、清算人及び代表清算人
	社員の業務執行権又は代表権に関する事項
会社支配人区	支配人
	支配人を置いた営業所
支店区	支店の所在場所
会社履歴区	会社の継続
	合併をした旨並びに吸収合併消滅会社の商号及び本店
	分割をした旨並びに吸収分割会社の商号及び本店
	分割をした旨並びに吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の商号及び本店
会社状態区	存続期間の定め
	解散の事由の定め
	解散（登記記録区に記録すべき事項を除く。）
	設立の無効
	設立の取消し
	民事再生に関する事項（他の区に記録すべきものを除く。）
	承認援助手続に関する事項（社員区に記録すべきものを除く。）
	破産に関する事項（社員区及び登記記録区に記録すべきものを除く。）
登記記録区	登記記録を起こした事由及び年月日
	登記記録を閉鎖した事由及び年月日
	登記記録を復活した事由及び年月日

# 登録免許税法

(昭和 42 年 6 月 12 日法律第 35 号)

最終改正：平成 28 年 6 月 3 日法律第 62 号

最終改正までの未施行法令（本法文に反映されていない法令）

平成 19 年 12 月 5 日法律第 125 号「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」（未施行）

平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号「電気事業法等の一部を改正する等の法律」（一部未施行）

平成 27 年 7 月 8 日法律第 53 号「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」（未施行）

平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（未施行）

平成 27 年 9 月 16 日法律第 68 号「公認心理師法」（未施行）

平成 28 年 4 月 22 日法律第 31 号「サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」（未施行）

平成 28 年 5 月 20 日法律第 48 号「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（未施行）

平成 28 年 6 月 3 日法律第 62 号「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（未施行）

## 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納税義務者、課税標準、税率、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(課税の範囲)

第2条 登録免許税は、別表第1に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

(納税義務者)

第3条 登記等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。この場合において、当該登記等を受ける者が2人以上あるときは、これらの者は、連帶して登録免許税を納付する義務を負う。

(公共法人等が受ける登記等の非課税)

第4条 [1] 国及び別表第2に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

[2] 別表第3の第1欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第3欄に掲げる登記等（同表の第4欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

(非課税登記等)

第5条 次に掲げる登記等（第4号又は第5号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

1号 国又は別表第2に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録

2号 登記機関（登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長をいう。以下同じ。）が職権に基づいてする登記又は登録で政令で定めるもの

3号 会社法（平成17年法律第86号）第2編第9章第2節（特別清算）の規定による株式会社の特別清算（同節の規定を同法第822条第3項（日本にある外国会社の財産についての清算）において準用する場合における同条第1項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算を含む。）に関し裁判所の嘱託によりする登記又は登録

4号 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項又は第4条（住居表示の実施手続等）の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

5号 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更（その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。）に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

6号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項（定義）に規定する土地改良事業又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項（定義）に規定する土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記（政令で定めるものを除く。）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
(4) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	1000 分の 1・5
(5) 抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	1 件につき 6000 円
(6) 信託の登記	債権金額又は極度金額	1000 分の 1・5
(7) 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち（1）から（6）までに掲げるものを除く。）	財団の数	1 個につき 6000 円
(8) 登記の抹消	財団の数	1 個につき 6000 円
6 企業担保権の登記（企業担保権の信託の登記を含む。）		
(1) 企業担保権の設定の登記	債権金額	1000 分の 2・5
(2) 企業担保権の移転の登記	債権金額	1000 分の 1・5
(3) 企業担保権の順位の変更の登記	企業担保権の件数	1 件につき 6000 円
(4) 信託の登記	債権金額	1000 分の 1・5
(5) 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち（1）から（4）までに掲げるものを除く。）	申請件数	1 件につき 6000 円
(6) 登記の抹消	申請件数	1 件につき 6000 円
7 鉄道財団、軌道財団又は運河財団の登録（これらの財団の信託の登録を含む。）		
(1) 抵当権の設定又は強制競売若しくは強制管理の申立ての登録	債権金額又は極度金額	1000 分の 2・5
(2) 抵当権の移転の登録	債権金額又は極度金額	1000 分の 1・5
(3) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	1000 分の 1・5
(4) 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	1 件につき 6000 円

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
(5) 信託の登録	債権金額又は極度金額	1000 分の 1・5
(6) 付記登録又は登録の更正若しくは変更の登記（これら登記のうち（1）から（5）までに掲げるものを除く。）	財団の数	1 個につき 6000 円
(7) 登録の抹消	財団の数	1 個につき 6000 円
8 動産の抵当権に関する登記又は登録（動産の抵当権の信託の登記又は登録を含む。）		
(1) 農業用動産の抵当権に関する登記	債権金額又は極度金額	1000 分の 3
イ 抵当権の設定の登記		
ロ 抵当権の移転の登記	債権金額又は極度金額	1000 分の 1・5
ハ 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	1000 分の 1・5
ニ 抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	1 件につき 1000 円
ホ 抵当権の信託の登記	債権金額又は極度金額	1000 分の 1・5
ヘ 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうちイからホまでに掲げるものを除く。）	申請件数	1 件につき 1000 円
ト 登記の抹消	申請件数	1 件につき 1000 円
(2) 建設機械の抵当権に関する登記	債権金額又は極度金額	1000 分の 3
イ 抵当権の設定の登記		
ロ 抵当権の移転の登記	債権金額又は極度金額	1000 分の 1・5
ハ 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	1000 分の 1・5

(登録を拒否された場合の審査請求)

- 第12条 [1] 第10条第1項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、法務大臣に対して審査請求をすることができる。
- [2] 第9条第1項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から3月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して審査請求をすることができる。
- [3] 前2項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第25条第2項及び第3項並びに第46条第2項の規定の適用については、日本司法書士会連合会の上級行政庁とみなす。

(所属する司法書士会の変更の登録)

- 第13条 [1] 司法書士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に、所属する司法書士会の変更の登録の申請をしなければならない。
- [2] 司法書士は、前項の変更の登録の申請をするときは、現に所属する司法書士会にその旨を届け出なければならない。
- [3] 第1項の申請をした者が第57条第1項の規定による入会の手続をとつていないときは、日本司法書士会連合会は、変更の登録を拒否しなければならない。
- [4] 前2条の規定は、第1項の変更の登録の申請に準用する。

(登録事項の変更の届出)

- 第14条 司法書士は、司法書士名簿に登録を受けた事項に変更(所属する司法書士会の変更を除く。)が生じたときは、遅滞なく、所属する司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

- 第15条 [1] 司法書士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消さなければならない。
- 1号 その業務を廃止したとき。
- 2号 死亡したとき。
- 3号 司法書士となる資格を有しないことが判明したとき。
- 4号 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- [2] 司法書士が前項各号に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、当該司法書士が所属し、又は所属していた司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出なければならない。

---

第 16 条 [1] 司法書士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消すことができる。

1 号 引き続き 2 年以上業務を行わないとき。

2 号 身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき。

[2] 日本司法書士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該司法書士に書面により通知しなければならない。

[3] 第 10 条第 1 項後段の規定は、第 1 項の規定による登録の取消しに準用する。

(登録拒否に関する規定の準用)

第 17 条 第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定は、第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による登録の取消しに準用する。この場合において、第 12 条第 3 項中「**第 46 条第 2 項**」とあるのは、「**第 46 条第 1 項**」と読み替えるものとする。

(登録及び登録の取消しの公告)

第 18 条 日本司法書士会連合会は、司法書士の登録をしたとき、及びその登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

(登録事務に関する報告等)

第 19 条 法務大臣は、必要があるときは、日本司法書士会連合会に対し、その登録事務に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告をすることができる。

## 第4章 司法書士の義務

### (事務所)

第20条 司法書士は、法務省令で定める基準に従い、事務所を設けなければならない。

### (依頼に応ずる義務)

第21条 司法書士は、正当な事由がある場合でなければ依頼（簡裁訴訟代理等関係業務に関するものを除く。）を拒むことができない。

### (業務を行い得ない事件)

第22条 [1] 司法書士は、公務員として職務上取り扱つた事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件については、その業務を行つてはならない。

[2] 司法書士は、次に掲げる事件については、第3条第1項第4号及び第5号（第4号に関する部分に限る。）に規定する業務（以下「裁判書類作成関係業務」という。）を行つてはならない。

1号 相手方の依頼を受けて第3条第1項第4号に規定する業務を行つた事件

2号 司法書士法人（第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行うことを目的として、第5章の定めるところにより、司法書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）の社員又は使用人である司法書士としてその業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人が相手方の依頼を受けて前号に規定する業務を行つた事件であつて、自らこれに関与したもの

3号 司法書士法人の使用人である場合に、当該司法書士法人が相手方から簡裁訴訟代理等関係業務に関するものとして受任している事件

[3] 第3条第2項に規定する司法書士は、次に掲げる事件については、裁判書類作成関係業務を行つてはならない。ただし、第3号及び第6号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

1号 簡裁訴訟代理等関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

2号 簡裁訴訟代理等関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

3号 簡裁訴訟代理等関係業務に関するものとして受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

4号 司法書士法人の社員又は使用人である司法書士としてその業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人が、簡裁訴訟代理等関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの